

議案第 15 号

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例
東京都板橋区介護保険条例（平成 12 年板橋区条例第 25 号）の一部
を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「及び平成 28 年度」を「から平成 29 年度まで」
に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第 11 条第 2 項
の規定は、平成 29 年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分
以前の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料の減額賦課に係る保険料率を平成 29 年度まで継続する必要がある。